

# 北海道H I V透析ネットワーク 運用管理要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本要綱は、北海道H I V透析ネットワークの円滑な運営及び適正な情報管理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称)

第2条 本要綱を適用するネットワークの名称は、「北海道H I V透析ネットワーク」とする。

### (北海道H I V透析ネットワークの目的)

第3条 北海道H I V透析ネットワークは、H I V陽性者が住み慣れた地域や旅行先などで安心して透析を受けることができるような体制を構築することを目的とする。

### (運営)

第4条 北海道H I V透析ネットワークは、北海道大学病院H I V診療支援センター（以下「H I V診療支援センター」という。）が運営する。

## 第2章 基本事項

### (登録申請)

第5条 北海道H I V透析ネットワークの登録は、透析施設が申請書をH I V診療支援センターへF A Xまたは郵送して行う。H I V診療支援センターは、登録完了後、透析施設へ手続きが完了した旨を書面にて連絡する。

### (登録内容の変更)

第6条 透析施設は、登録内容に変更が生じた場合、H I V診療支援センターへ申し出るものとする。

### (登録撤回)

第7条 透析施設が登録を撤回しようとする場合は、H I V診療支援センターへ申し出るものとし、H I V診療支援センターは、申し出を受理後 速やかに登録施設リストの修正を行う。また、登録撤回の手続きが完了した旨を透析施設へ書面にて連絡する。

### (情報管理)

第8条 北海道H I V透析ネットワークの登録施設リストは、H I V診療支援センターが管理し非公開とする。

### (情報提供)

第9条 H I V診療支援センターは、登録施設へネットワークの登録状況やH I Vの情報提供を行う。

## 第3章 北海道H I V透析ネットワークの利用

### (利用方法)

第10条 北海道H I V透析ネットワークの利用方法は、図 1のとおりとする。

- ① H I V診療施設は、H I V診療支援センターへ透析施設の紹介依頼を行う。
- ② H I V診療支援センターは、H I V診療施設へ透析施設を紹介する。
- ③ H I V診療施設は、透析施設へ直接患者紹介を行う。

- ④ 透析施設は、感染対策や針刺し損傷時の対応などH I Vに関する問い合わせがある場合、H I V診療センターへ問い合わせる。
- ⑤ H I V診療支援センターは、透析施設からの問合せ対応や希望がある透析施設へ出向き出張研修を行う。
- ⑥ 透析施設は、準備が整い次第、患者受け入れを行う。  
※透析施設は、患者受け入れ・感染対策について、非H I V陽性者と同様に扱う。

#### 第4章 その他

##### (その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、緊急その他特に理由があると認める必要な事項についてはH I V診療支援センターが定めるものとする。

附則

本要綱は、令和5年2月1日から施行する。

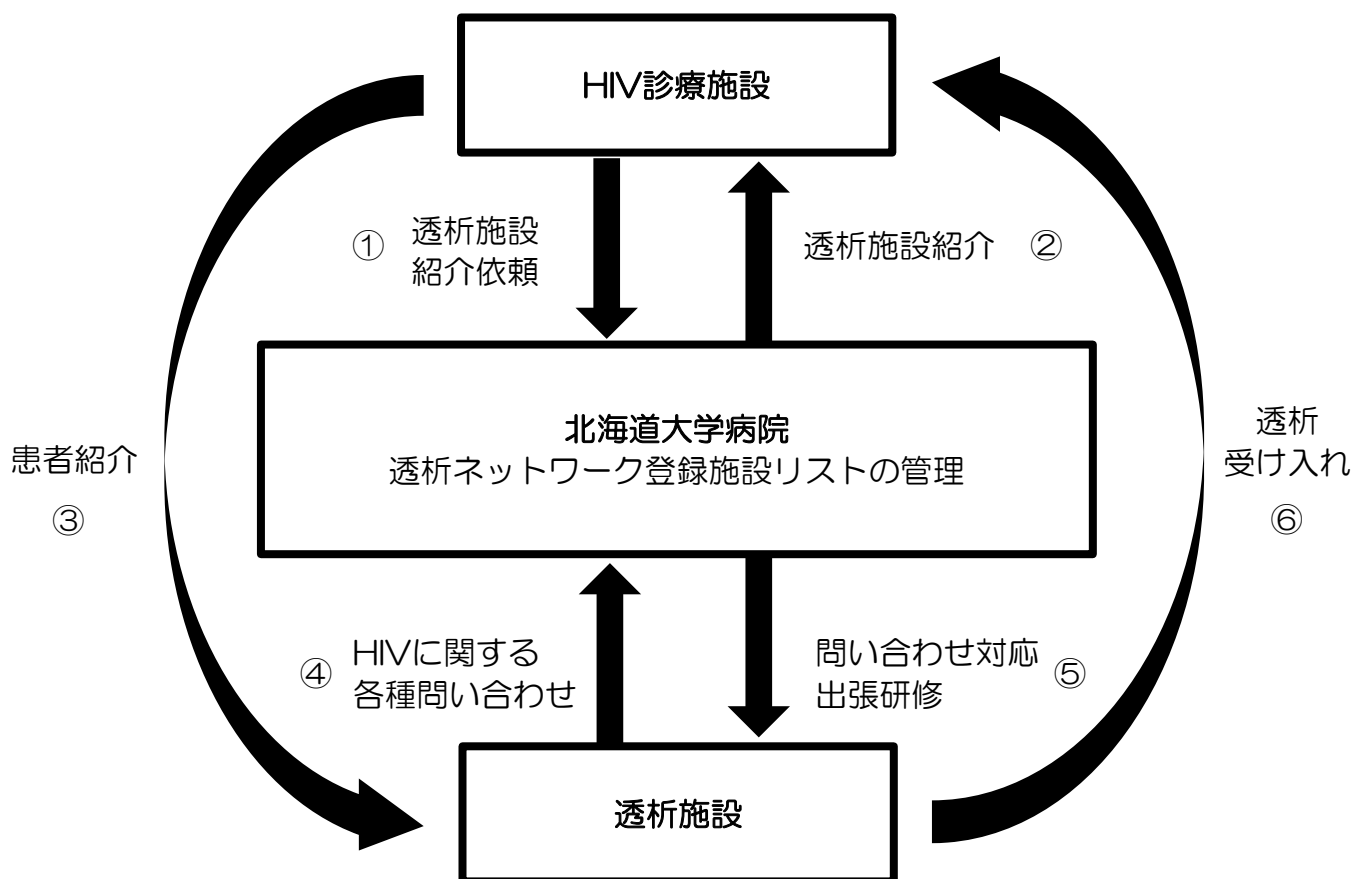


図1 北海道H I V透析ネットワーク利用方法

##### 【問い合わせ先】

北海道大学病院 HIV診療支援センター  
〒060-8648 札幌市北区北14条西5丁目  
TEL : 011-706-7025 FAX : 011-706-7625